

株式会社
不動産事業部
(0768)82-0015

令和6年能登半島地震応援派遣 対口支援：石川県穴水町

住家被害認定調査【第3陣】

令和6年1月21日(日曜日)から1月29日(月曜日)

くらし環境課 主査 山下貴弘、税務住民課 主査 山本慶紀



令和6年能登半島地震の概要

地震の概要

発生時刻 令和6年1月1日(月曜日) 16時10分
マグニチュード 7.6(速報値)
発生場所 石川県能登地方(輪島の東北東30km付近)ごく浅い
発震機構 北西-南東方向に圧力軸を持つ逆断層型(速報)
震度 最大震度7(石川県志賀町で観測)

津波警報等の発表状況(1月1日16時22分発表)

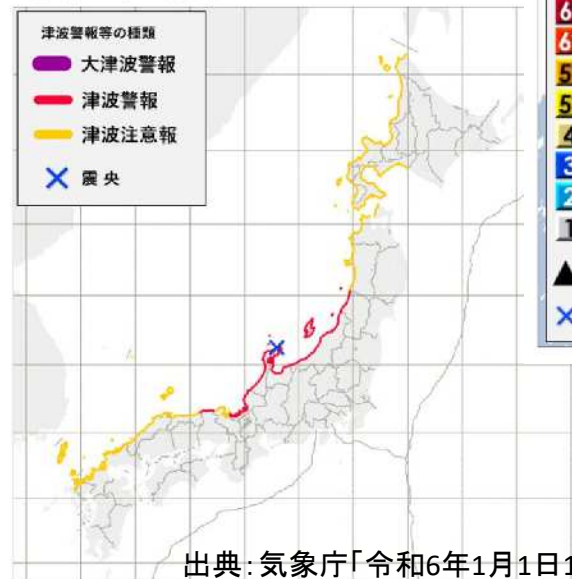
大津波警報 石川県能登
津波警報 山形県 新潟県上中下越 佐渡
富山県 石川県加賀 福井県
兵庫県北部
津波注意報 北海道太平洋沿岸南部 北海道日本
海沿岸北部 北海道日本海沿岸南部
青森県日本海沿岸 秋田県 京都府
鳥取県 島根県出雲・石見 隠岐
山口県日本海沿岸 福岡県日本海沿岸
佐賀県北部 壱岐・対馬

※翌2日10時00分 全て解除

1月1日16時24分発表



1月1日20時30分発表



出典: 気象庁「令和6年1月1日16時10分頃の石川県能登地方の地震について」



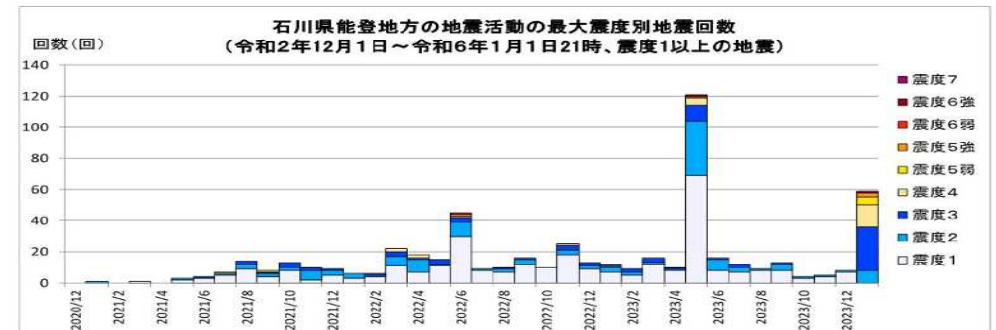
地震活動の最大震度別地震回数表

令和2年12月1日00時～令和6年1月1日21時、震度1以上
 (注)掲載している値は速報のもので、その後の調査で変更する場合があります。

月別	最大震度別回数									震度1以上を 観測した回数		備考
	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	回数	累計	
2020/12/1 - 12/31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2021/1/1 - 12/31	39	19	10	1	1	0	0	0	0	70	70	
2022/1/1 - 12/31	130	39	18	6	0	1	1	0	0	195	265	
2023/1/1 - 12/31	151	61	21	6	0	1	0	1	0	241	506	
2024/1/1 -	0	8	28	14	5	3	0	0	1	59	565	
総計(2020/12/1～)	320	127	77	27	6	5	1	1	1		565	

【令和6年1月1日以降の日別発生回数】

日別	最大震度別回数									震度1以上を 観測した回数		備考
	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	回数	累計	
1/1 0時-16時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
16時-17時	0	0	5	4	0	3	0	0	1	13	13	
17時-18時	0	1	4	5	1	0	0	0	0	11	24	
18時-19時	0	0	10	3	3	0	0	0	0	16	40	
19時-20時	0	4	3	2	0	0	0	0	0	9	49	
20時-21時	0	3	6	0	1	0	0	0	0	10	59	
総計(1月1日～)	0	8	28	14	5	3	0	0	1		59	



出典: 気象庁「令和6年1月1日16時10分頃の石川県能登地方の地震について」

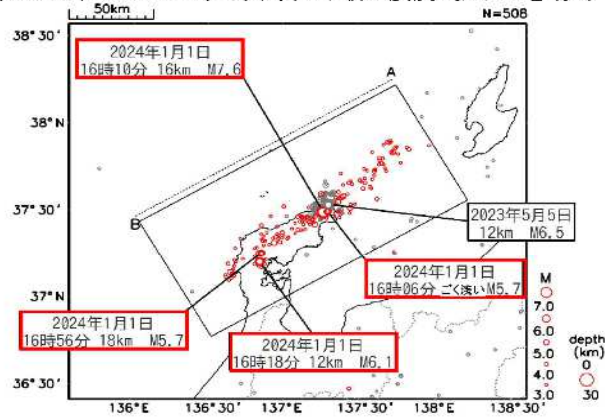


「令和6年能登半島地震」の地震活動 (発生場所の詳細: 広域図)

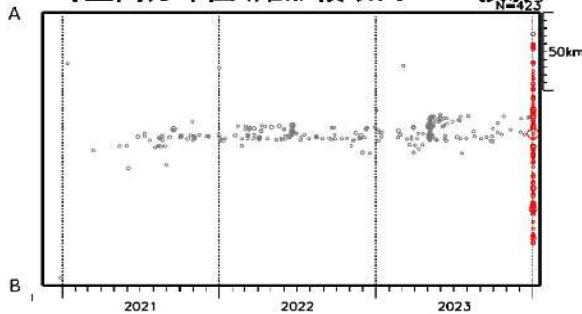
震央分布図

(2020年12月1日～2024年1月1日19時50分、
深さ0～30km、M3.0以上)

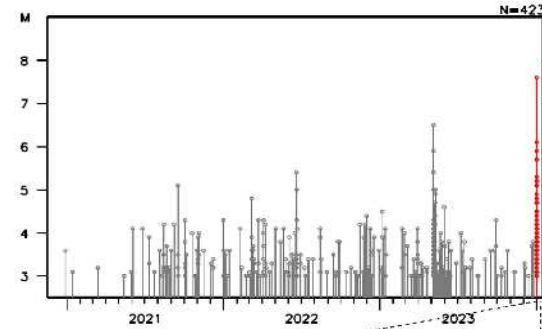
2024年1月1日の地震を赤く表示
赤枠の吹き出しは2024年1月以降で、最大震度5強以上を観測



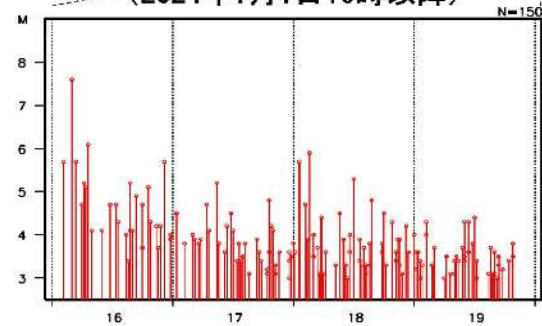
時空間分布図 (矩形領域内: A-B投影)



矩形領域内の地震活動経過図 (2020年12月以降)



(2024年1月1日16時以降)



丸の大きさはマグニチュードの大きさを表す。
表示している震源は、速報値を含む。

気象庁作成

出典: 気象庁「令和6年1月1日16時10分頃の石川県能登地方の地震について」



発震機構解

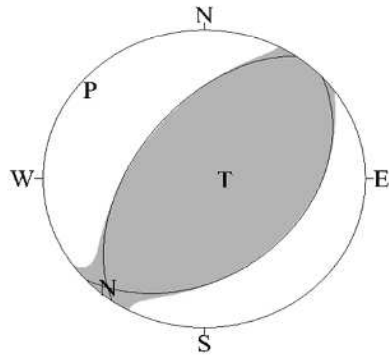
01011610

北西－南東方向に圧力軸を持つ逆断層型

2024年1月1日16:10 深さ16km M7.6の地震

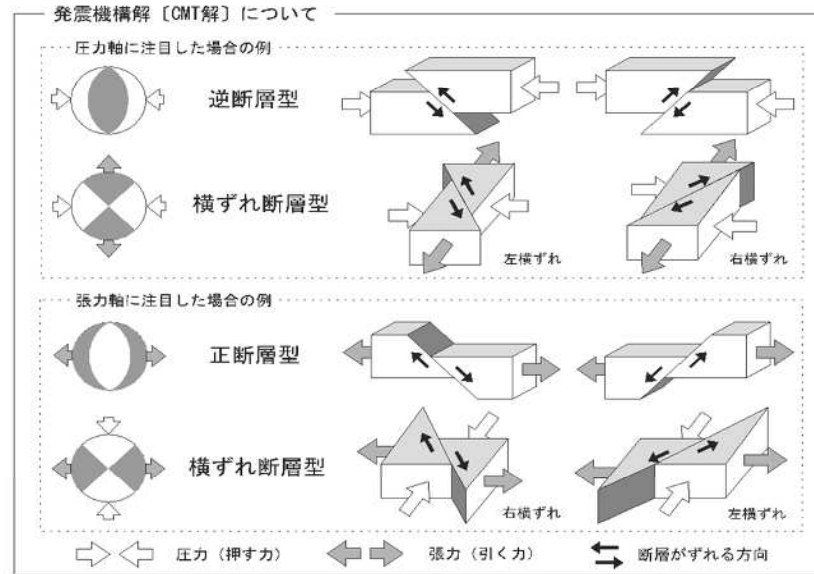
[CMT解]

Mw=7.5



下半球等積投影法で描画
P：圧力軸の方向
T：張力軸の方向

セントロイドの位置
北緯 37度29分
東経 137度16分
深さ 約15km
※セントロイドの位置とは、
地震の断層運動を1点で
代表させた場合の位置。



気象庁作成

出典：地震調査研究推進本部地震調査委員会「令和6年能登半島地震の評価」

水と森の番人が創る癒しの里 川根本町

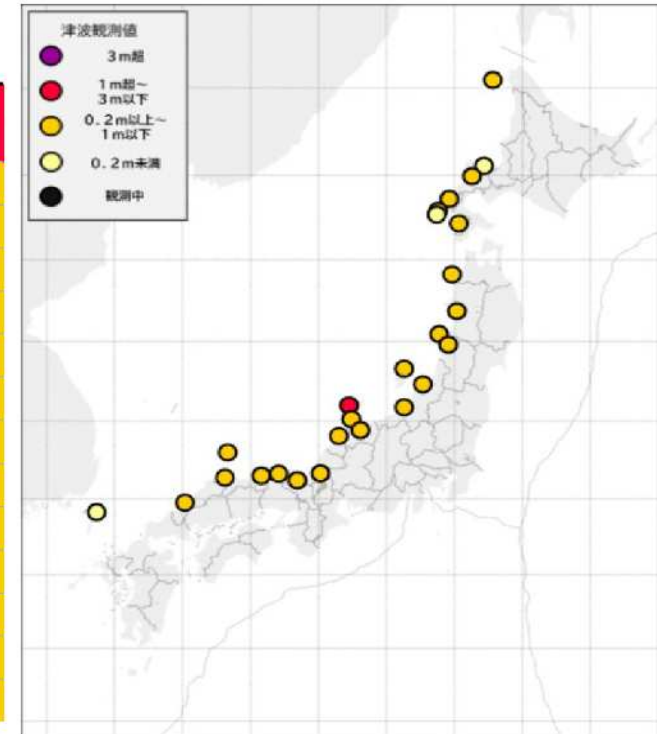


津波の観測状況

【主な観測点の観測値】

観測点名	該当予報区名	第一波 到達時刻	これまでの 最大波	高さ
輪島港	石川県能登	1日16:10	1日16:21	1.2m以上
金沢	石川県加賀	--	1日19:09	0.9m
酒田	山形県	1日17:12	1日19:08	0.8m
富山	富山県	1日16:13	1日16:35	0.8m
瀬棚港	北海道日本海沿岸南部	1日17:54	1日18:26	0.6m
奥尻島奥尻港	北海道日本海沿岸南部	--	1日18:07	0.5m
七尾港	石川県能登	1日16:37	1日18:59	0.5m
敦賀港	福井県	1日17:33	1日20:28	0.5m
飛島	山形県	1日16:57	1日17:52	0.4m
柏崎市鯨波	新潟県上中下越	1日16:31	1日16:36	0.4m
豊岡市津居山	兵庫県北部	--	1日19:20	0.4m
江差	北海道日本海沿岸南部	1日17:55	1日19:45	0.3m
深浦	青森県日本海沿岸	1日17:02	1日18:04	0.3m
新潟	新潟県上中下越	1日16:56	1日17:09	0.3m

1月1日20時40分発表



最新の情報は、以下のページでご確認ください。

津波の観測状況:<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#elem=info&contents=tsunami>

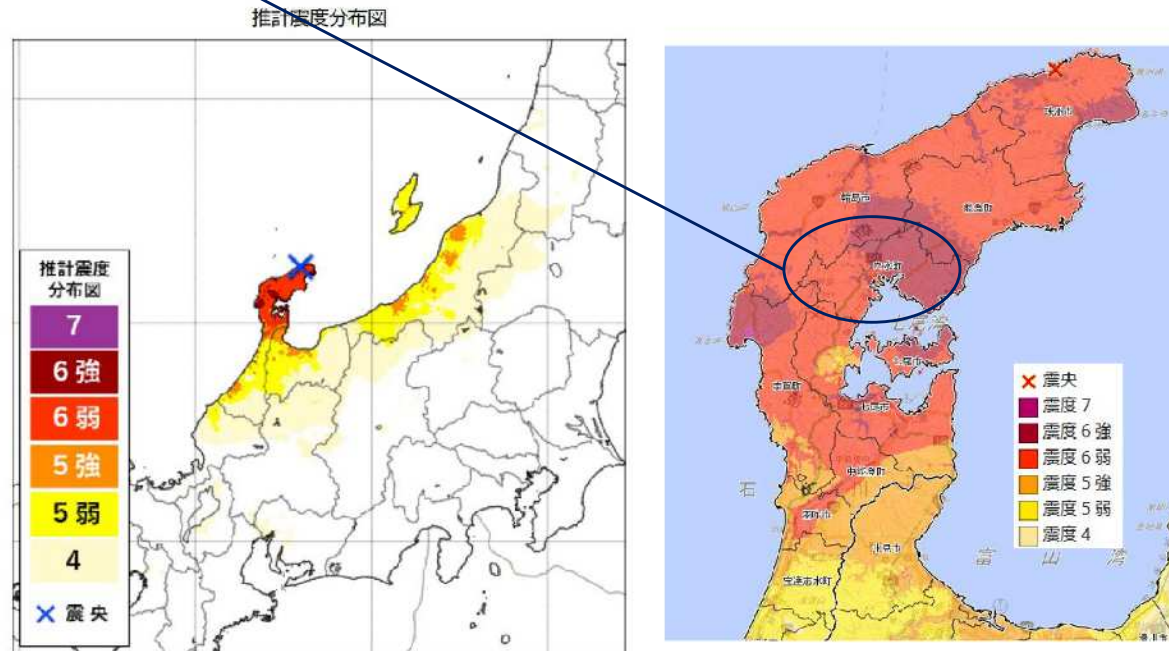
出典: 気象庁「令和6年1月1日16時10分頃の石川県能登地方の地震について」

水と森の番人が創る癒しの里 川根本町



石川県内震度の状況

- 震度7 : 志賀町、輪島市
- 震度6強 : 七尾市、珠洲市、**穴水町**、能登町
- 震度6弱 : 中能登町
- 震度5強 : 金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町
- 震度4 : 野々市市、川北町



出典：地震調査研究推進本部地震調査委員会「令和6年能登半島地震の評価」

水と森の番人が創る癒しの里 川根本町



穴水町 被災の状況①

穴水町の概要

石川県鳳珠郡穴水町

町面積 183.21平方キロメートル

人口 7,347人 世帯数 3,564世帯(令和5年12月末時点)

人的被害(人)	死者数	20
	負傷者数(重傷)	32
	(軽傷)	225
	合計	277
住家被害(棟)	全半壊等	2,891
	浸水	
	合計	2,891
非住家被害	公共建物	
	その他	

※令和6年2月5日14時00分時点



出典: 石川県穴水町「穴水町HP町のあらまし」

出典: 石川県「住民基本台帳人口のデータ」

出典: 石川県災害対策本部「第34回災害対策本部会議」

水と森の番人が創る癒しの里 川根本町



穴水町 被災の状況②

項目		内容
ライフライン	道路	通行止め11路線、片側通行18路線
	電気	停電 約50戸
	上水道	断水 約2,000戸（3,300戸のうち28%の復旧）
	下水道	市街地2月末、町域3月末の復旧を目指す
項目		内容
住宅関係	応急危険度判定	実施 6,358件〔うち危険 2,310件、要注意 1,855件〕
	被害認定調査	実施 2,305件（進捗38.4%）〔半壊以上 1,200件(52%)〕
	罹災証明の発行	420件
	応急仮設住宅	申込 480件（3月末までの提供76件）
	支援金の申込み	60件

※令和6年2月1日時点

出典：静岡県市長会町村会総合事務局「石川県穴水町における災害マネジメント総括支援チームの活動記録・避難所状況等について」



穴水町 被災の状況③

	開設数(箇所)	避難者数(人)
避難所	30	890

※令和6年2月5日14時00分時点



出典:石川県穴水町「穴水町HP指定避難所及び福祉避難所」
 出典:石川県災害対策本部「第34回災害対策本部会議」

水と森の番人が創る癒しの里 川根本町



穴水町 被災写真①



穴水町役場庁舎 被災状況



穴水町 被災写真②



穴水町役場庁舎 被災状況



穴水町 被災写真③



穴水町市街地 被災状況



穴水町 被災写真④



穴水町市街地 被災状況



穴水町 被災写真⑤



穴水町市街地 被災状況



穴水町 被災写真⑥



穴水町市街地 被災状況



水と森の番人が創る癒しの里 川根本町



穴水町 被災写真⑦



穴水町市街地 道路状況



穴水町 被災写真⑧



穴水町市街地 道路状況



市街地の動画①



水と森の番人が創る癒しの里 川根本町



市街地の
動画②



水と森の番人が創る癒しの里 川根本町



市街地外
の動画



水と森の番人が創る癒しの里 川根本町



静岡県からの応援派遣【住家被害認定調査(第3陣)】



総務省からの要請に基づき、静岡県は石川県穴水町に対口支援を行う。
静岡県知事から静岡県市長会長、町村会長あてに県内市町職員の応援派遣が要請される。

支援業務 住家被害認定調査(第3陣)
支援期間 令和6年1月21日(日曜日)から令和6年1月29日(月曜日)
応援派遣職員 三島市 2名、菊川市 2名、牧之原市 2名、長泉町 2名、川根本町 2名 計 10名

水と森の番人が創る癒しの里 川根本町



穴水町 住家被害認定調査実施本部の体制①

穴水町 住家被害認定調査実施本部

本部設置場所 穴水町役場庁舎 3階委員会室

本部体制 総括

住家被害認定調査技術的相談役

住家被害認定調査班

穴水町役場税務課職員2名

静岡県職員2名

10班(1班3人 静岡県1人、栃木県1人、奈良県1人)

[うち、9班木造住家、1班非木造住家を担当]



穴水町 住家被害認定調査実施本部の体制②



住家被害認定調査実施本部の様子



穴水町 住家被害認定調査支援の状況①

調査のスケジュール

毎朝9時00分までに穴水町住家被害認定調査実施本部に参集する。

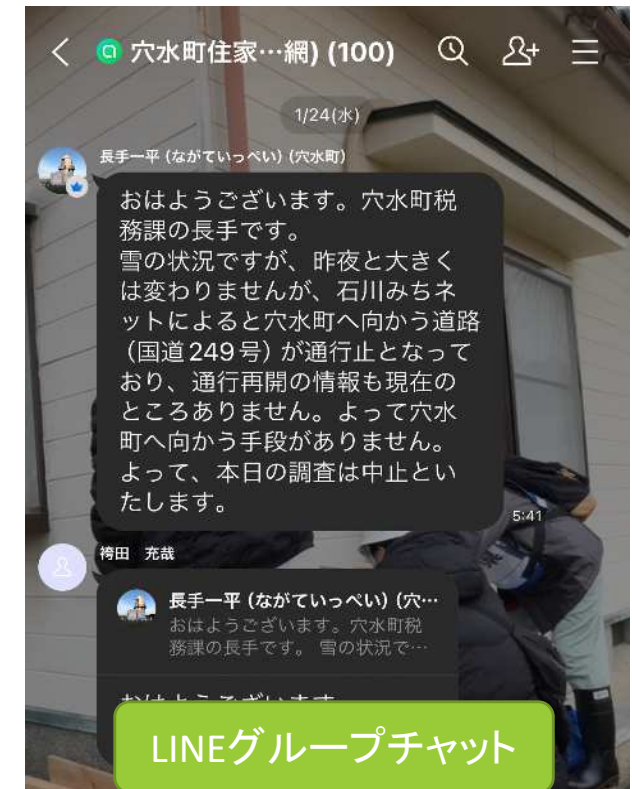
※悪天候により調査実施の可否については、当日の6時00分までにLINEのグループチャットに連絡が入る。

班ごと当日の住家被害認定調査のため事前ミーティングを行う。

9時00分 穴水町役場税務課職員から連絡事項を受ける。



穴水町役場税務課職員からの連絡事項



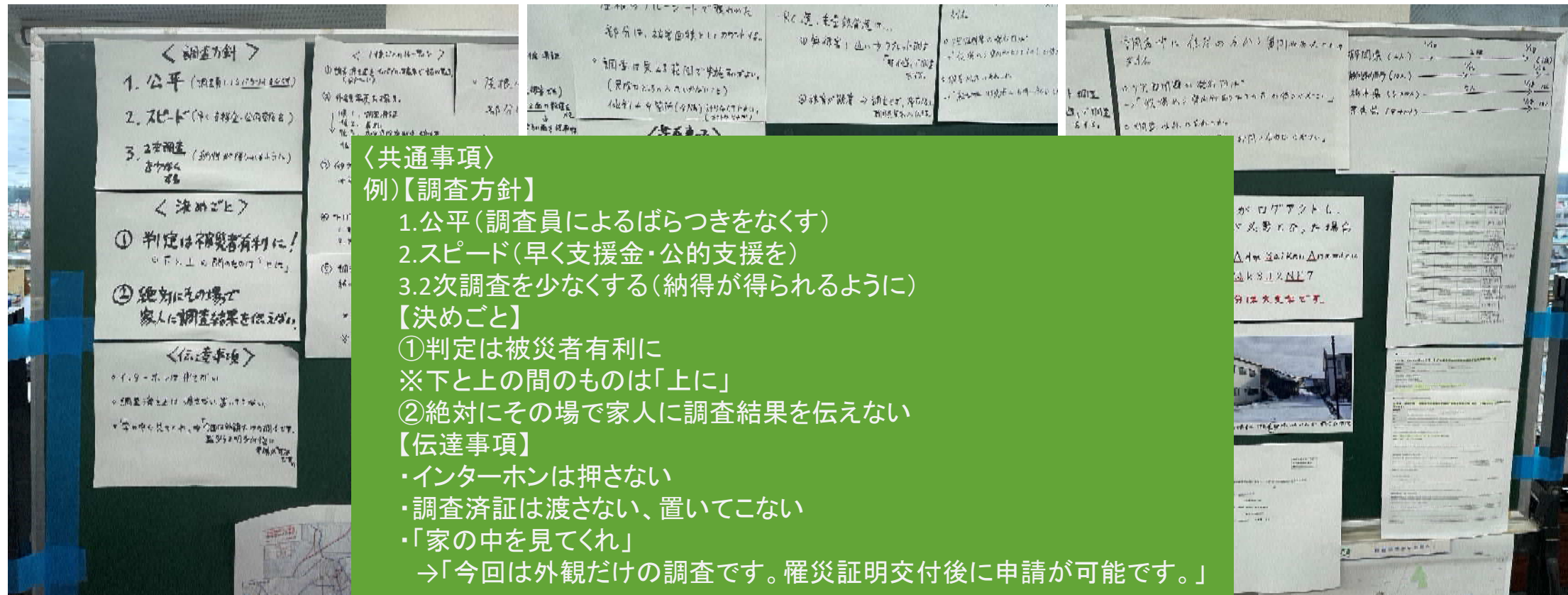
LINEグループチャット



穴水町 住家被害認定調査支援の状況②

調査のスケジュール

班共通事項が掲示されているため、調査開始前に確認する。



穴水町 住家被害認定調査支援の状況③

調査のスケジュール

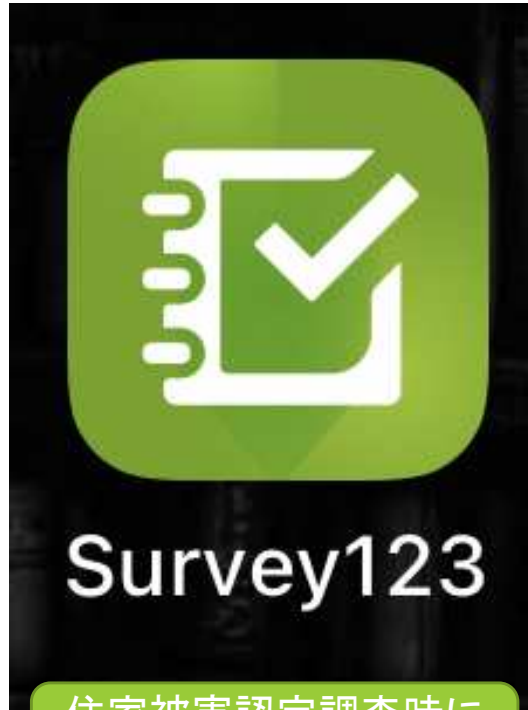
住家被害認定資機材を準備する。

- ・住家被害認定調査用にカスタムされたアプリケーションがインストールされたタブレット
- ・モバイルバッテリー
- ・調査済証
- ・調査番号記入用の住宅地図
- ・下げ振り
- ・コンベックス
- ・被害認定用パターンチャート
- ・災害に係る住家の被害認定基準運用指針_参考資料「損害程度の例示」
- ・レンタカーの鍵



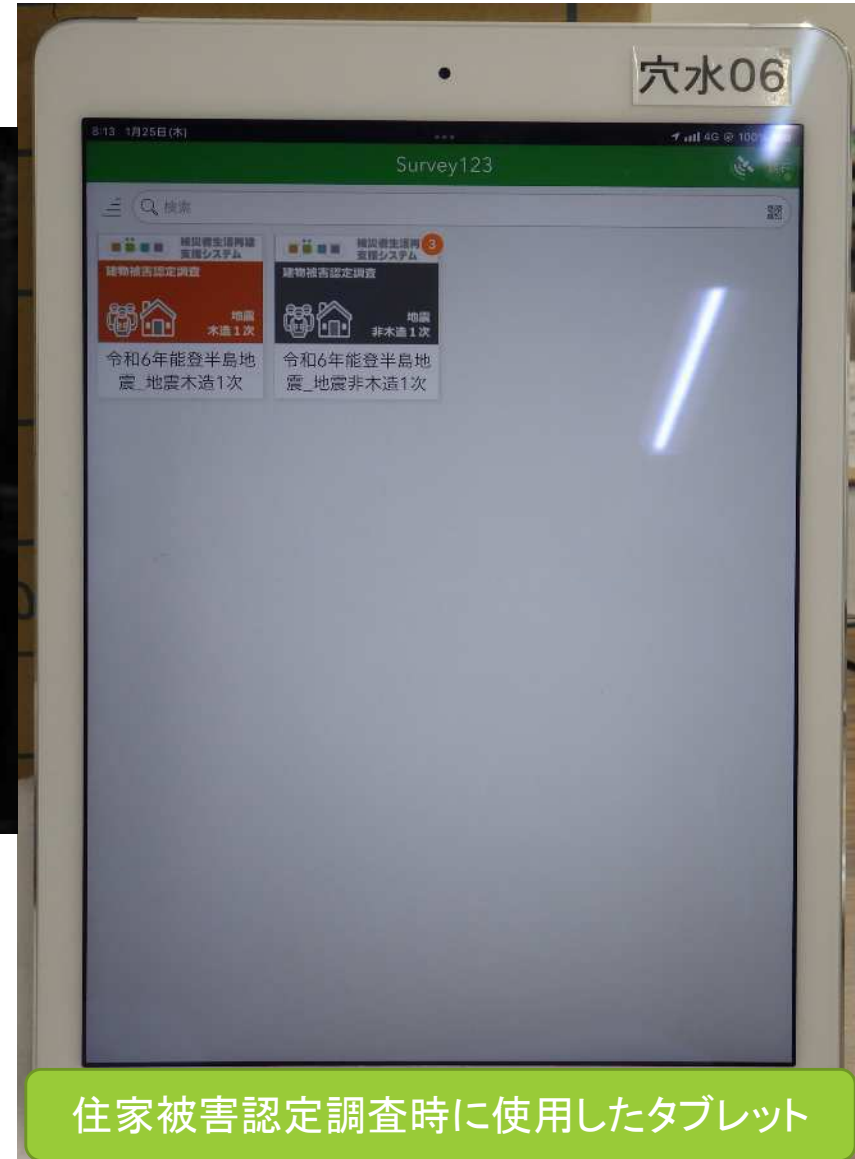
穴水06

住家被害認定調査時にはタブレットを携帯し、アプリ内の調査票に調査結果を入力する。全ての調査結果の入力が完了すれば、当該住家の被害認定ができる。



住家被害認定調査時に
使用したアプリ

ArcGIS Survey123
ESRI社
調査票でGISデータを
収集できる



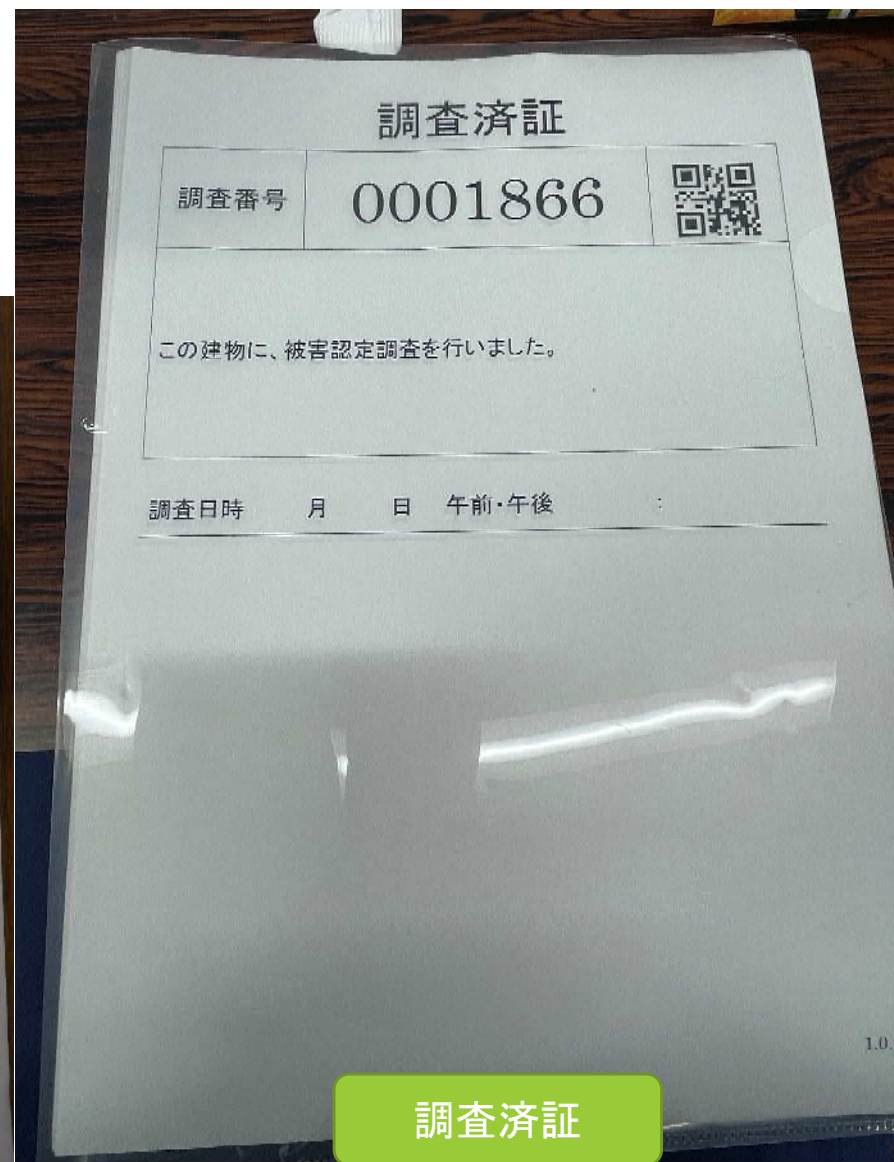
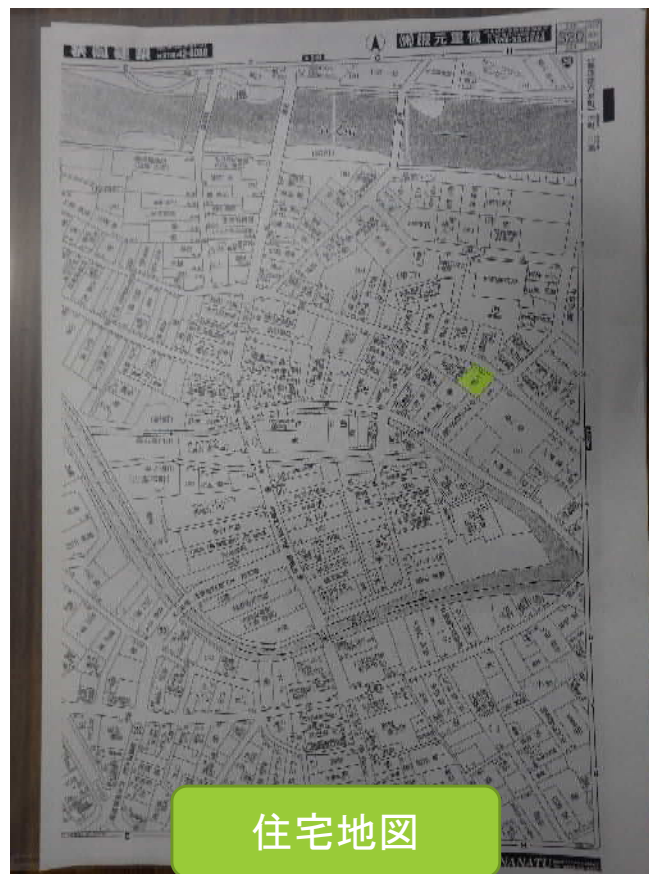
住家被害認定調査時に使用したタブレット

水と森の番人が創る癒しの里 川根本町



住家1件ごと調査用アプリに調査済証を読み取り、調査番号を付番する。
調査済証は被災建物に置いていかない。

住宅地図に調査した被災建物の
調査番号を記入する。





コンベックス・下げ振り

コンベックスと下げ振りを用いて被災建物の傾きの計測を行う。



災害に係る住家の被害認定基準運用指針

参考資料
(損傷程度の例示)



令和3年5月

内閣府(防災担当)

木造・プレハブ「地震による被害」●部位による判定

第1次調査
壁(外壁)

⇒ p1-10 1-2 壁(外壁)

●程度Ⅰ



【モルタル塗り仕上等】
開口隔断部廻りにわずかなびみれが生じている。



【モルタル塗り仕上等】
開口廻り部廻りにわずかなびみれが生じている。

●程度Ⅱ



【モルタル塗り仕上等】
仕上の剥離が生じている。



【モルタル塗り仕上等】
仕上の剥離が生じている。

●程度Ⅲ



【モルタル塗り仕上等】
仕上材が脱落している。



【モルタル塗り仕上等】
仕上材が脱落している。

1-9

災害に係る住家被害認定基準運用指針参考資料(損傷程度の例示)を用いて損傷程度を判断する。

出典:内閣府「災害に係る住家被害認定基準運用指針_参考資料(損傷程度の例示)」



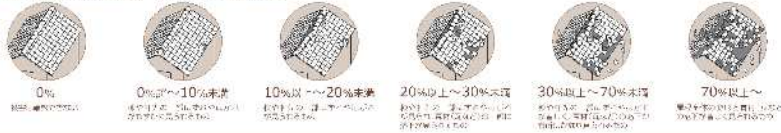
被害認定用パターンチャート (ボード壁面用)

DATS

被害程度の目安 (数字は損傷部分の割合)

被害程度	無被害	一部被害	半壊	大規模半壊	全壊	潰壊
屋根状況	被害なし	一部、軒先部分の被害あり	一部、軒先部分の被害あり	一部、軒先部分の被害あり	一部、軒先部分の被害あり	一部、軒先部分の被害あり
壁面状況	被害なし	一部、軒先部分の被害あり	一部、軒先部分の被害あり	一部、軒先部分の被害あり	一部、軒先部分の被害あり	一部、軒先部分の被害あり
傾斜状況	被害なし	一部、軒先部分の被害あり	一部、軒先部分の被害あり	一部、軒先部分の被害あり	一部、軒先部分の被害あり	一部、軒先部分の被害あり
基礎状況	被害なし	一部、軒先部分の被害あり	一部、軒先部分の被害あり	一部、軒先部分の被害あり	一部、軒先部分の被害あり	一部、軒先部分の被害あり
被害割合	0%	0~20%	20~40%	40~50%	50%以上	
被害判定	被害なし	補修・再使用可能	補修・再使用可能	補修・再使用可能	補修困難・修復不可能	補修困難・修復不可能

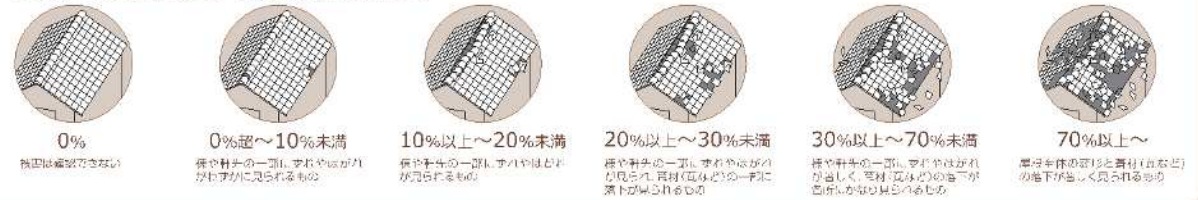
屋根の損傷の様子 (数字は損傷部分の割合)



壁の損傷の様子 (基礎被害を含む/数字は損傷部分の割合)



屋根の損傷の様子 (数字は損傷部分の割合)



壁の損傷の様子 (基礎被害を含む/数字は損傷部分の割合)



被害認定用パターンチャートを用いて、建物の屋根及び壁の損傷割合を求める。

傾き、屋根、壁の調査が完了したら建物全体の被害程度を決定する。

出典: 国立研究開発法人防災科学技術研究所「被害認定用パターンチャート」

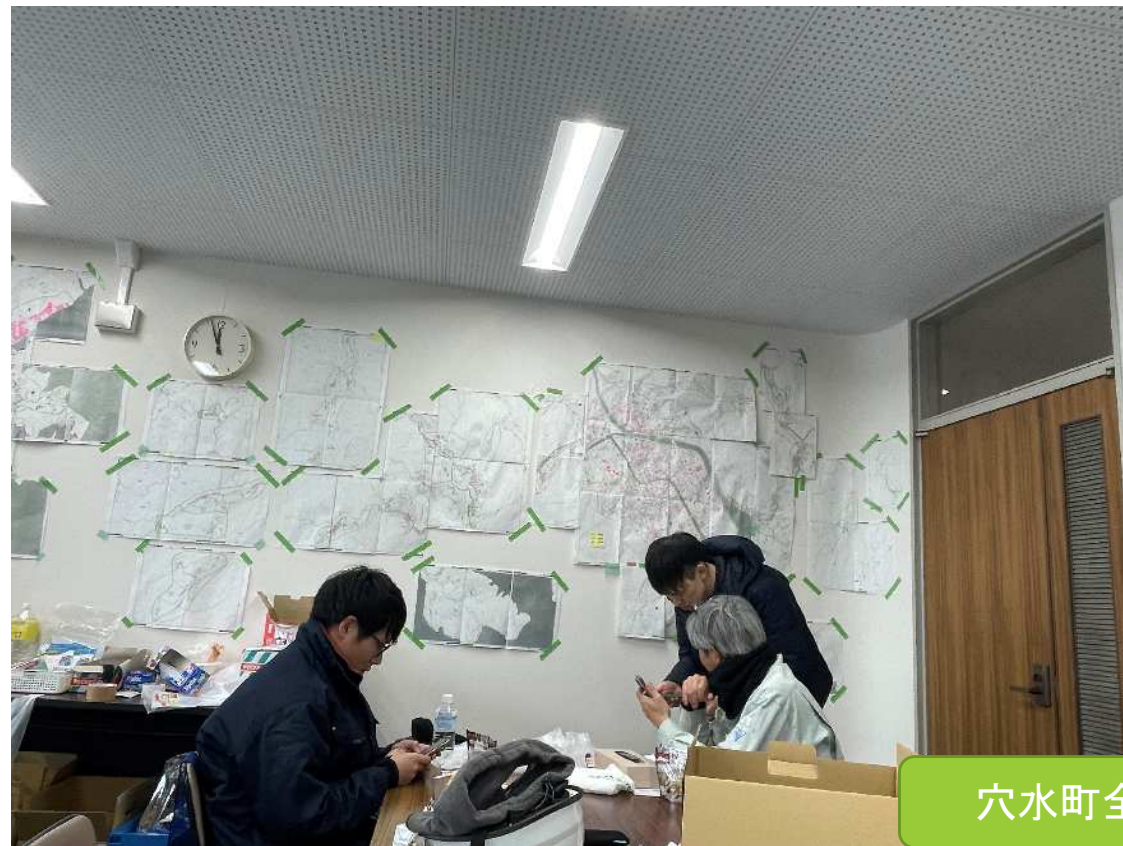
水と森の番人が創る癒しの里 川根本町



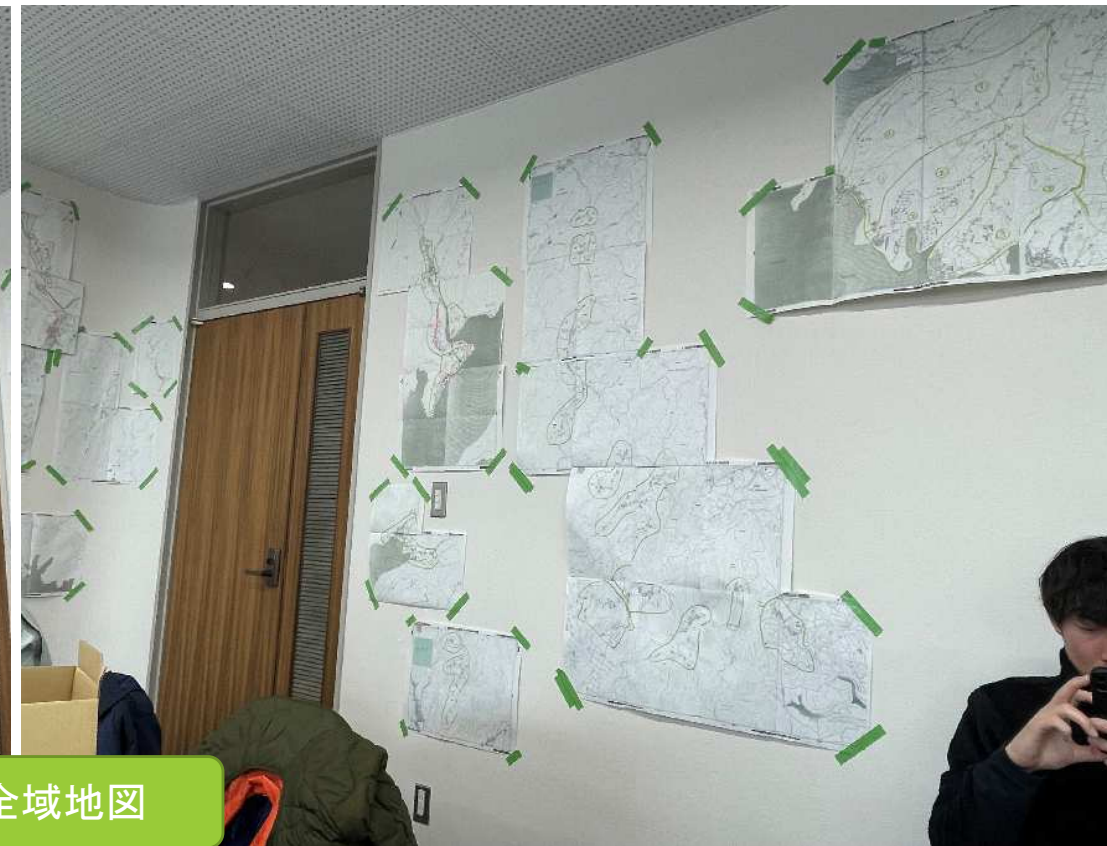
穴水町 住家被害認定調査支援の状況④

調査のスケジュール

班ごと調査担当地区が割り振られているため、朝のミーティングが終了次第、担当地区へ向かう。



穴水町全域地図





住家被害認定調査の実施 — 第1次調査木造編 —

※第1次調査は外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素(外観から目視で調査可能な部位に限る。)ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。



住家被害認定調査—第1次調査木造編—①

班員の役割

1班3人体制で住家被害認定調査を行う。

担当する役割

- ・下げ振りをを用いて傾斜を測定
- ・タブレットを用いて外観及び損傷の現場写真を撮影、損傷程度や傾斜の測定結果を調査票に入力
- ・被災家屋に調査番号を付番及び地図に記載、屋根及び外壁の損傷程度の判定



住家被害認定調査－第1次調査木造編－②

外観による判定

外観目視調査により判定する。

(1) 外観による判定

- ① 一見して住家全部が倒壊
- ② 一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③ 一見して住家全部が流出又はずれ落ち
- ④ 地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- ⑤ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

外観目視調査のいずれかに該当すれば全壊の判定となる。

外観目視調査で全壊の判定に至らなければ傾きを計測する。

出典：内閣府「災害に係る住家被害認定基準運用指針」



住家被害認定調査—第1次調査木造編—③

傾斜による判定

住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均したものとする。

(2) 傾斜による判定

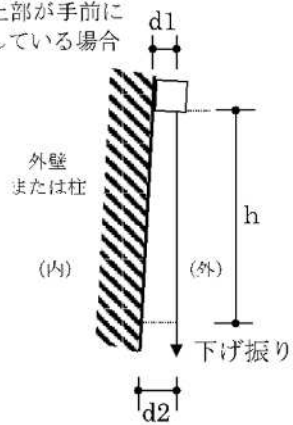
いずれにも該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

■下げ振りによる調査

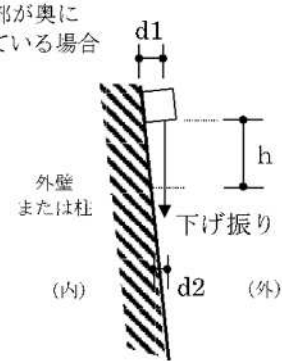
下げ振りを用いる場合の傾斜の測り方は下図を参考のこと。

(図1) 建物上部が手前に傾斜している場合



$$\text{傾斜} = (d2 - d1) / h$$

(図2) 建物上部が奥に傾斜している場合



$$\text{傾斜} = (d1 - d2) / h$$



出典：内閣府「災害に係る住家被害認定基準運用指針」



住家被害認定調査－第1次調査木造編－④

部位による判定

傾きによる判定で全壊とならなければ部位による判定を行う。

災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき、屋根及び外壁(基礎部位を含む)の損傷を判定する。

屋根の損傷の判定

(3) 損傷の判定

下表のような損傷を受けた葺材の部分を損傷屋根面積とする。

<表 屋根(構成比15%)>

程度	損傷の例示
I	・棟瓦(がんぶり瓦、のし瓦)の一部がずれ、破損が生じている(棟瓦の損傷が認められる場合は棟瓦を挟む両屋根面で損傷を算定する。)
II	・棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。 ・一部のスレート(金属製を除く。)にひび割れが生じている。
III	・棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。 ・棟瓦以外の瓦もずれが著しい。
IV	・屋根に若干の不陸が見られる。 ・小屋組の一部に破損が見られる。 ・瓦がほぼ全面的にずれ、破損又は落している。 ・スレート(金属製を除く。)のひび割れ、ずれが著しい。 ・金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 ・屋上仕上面に破断や不陸が生じている。
V	・屋根に著しい不陸が見られる。 ・小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。 ・屋上仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落が見られる。



$$\text{損傷率} = \frac{\text{損傷屋根面積}}{\text{全屋根面積}} \times \text{各部分の損傷程度}(\%)$$

出典:内閣府「災害に係る住家被害認定基準運用指針」



住家被害認定調査－第1次調査木造編－⑤

外壁(基礎部位を含む)の損傷の判定

(3) 損傷の判定

① 【モルタル塗り仕上等】の壁、タイル張り仕上の壁及びびしょくい塗り仕上の壁

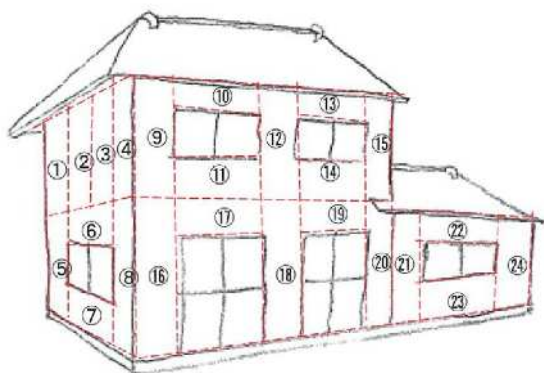
損傷面積は、補修の見切りのつく範囲までとし、次頁表のような損傷を受けた範囲の水平長さを求めたうえで、平常の場合には軒高を、2階以上の住家の場合は階高を高さとして損傷外壁面積を算出する。

なお、補修の見切りの把握に当たっては、外壁の形状、使用されている部分等を勘案し、半間(約90cm)の幅を基本としながら、あらかじめ壁面を分割し、分割された外壁の部分ごとに損傷程度を判定する。なお、サッシ・ガラス・ドア等の建具については、第1次調査では部位による判定の対象になっていない。

② 合板を基礎にして吹き付け仕上を施したものや、サイディングボード等が、下地材を単位として判定し、その下表面に何ら損傷がなくとも、目地割れやずれが生じている場合に損傷とする。

各々の損傷の状況については、次頁表参照。

(図) 損傷外壁面積の算定



<表 壁(外壁)(構成比75%)>

程度	損傷の例示
I	【モルタル塗り仕上等】開口隅角部廻りにわずかなひび割れが生じている。 【ボード】目地部にわずかなずれが生じている。
II	【モルタル塗り仕上等】仕上の剥離が生じている。 【ボード】仕上面の目地部にひび割れやずれが生じている。
III	【モルタル塗り仕上等】仕上材が脱落している。 【ボード】目地部に著しいずれ、面材釘打部の部分的な浮き上がり、ボード隅角部の破損が生じている。
IV	【モルタル塗り仕上等】仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。 【ボード】釘の浮き上がり、ボードの脱落が見られる。
V	【塗り壁、ボード共通】全ての仕上材が脱落している(見切りは不要。壁1面を100%の損傷として算定する。) 下地材に破損が生じている。

$$\text{損傷率} = \frac{\text{損傷外壁面積}}{\text{住家全周の外壁面積}} \times \text{各部分の損傷程度}(\%)$$

出典:内閣府「災害に係る住家被害認定基準運用指針」



住家被害認定調査—第1次調査木造編—⑥

住家の被害の程度の判定

災害に係る住家の被害認定基準運用指針において判定する住家の程度は「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない(一部損壊)」の6区分で判定を行う。

被害の程度	認定基準
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
-----	--

※全壊、半壊：被害認定基準による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当）」による。（令和2年3月末時点）

*本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合の具体的な調査・判定方法を定めるものである。

出典：内閣府「災害に係る住家被害認定基準運用指針」



住家被害認定調査 現場写真①



調査の様子



住家被害認定調査 現場写真②



調査の様子



住家被害認定調査 現場写真③



被災家屋



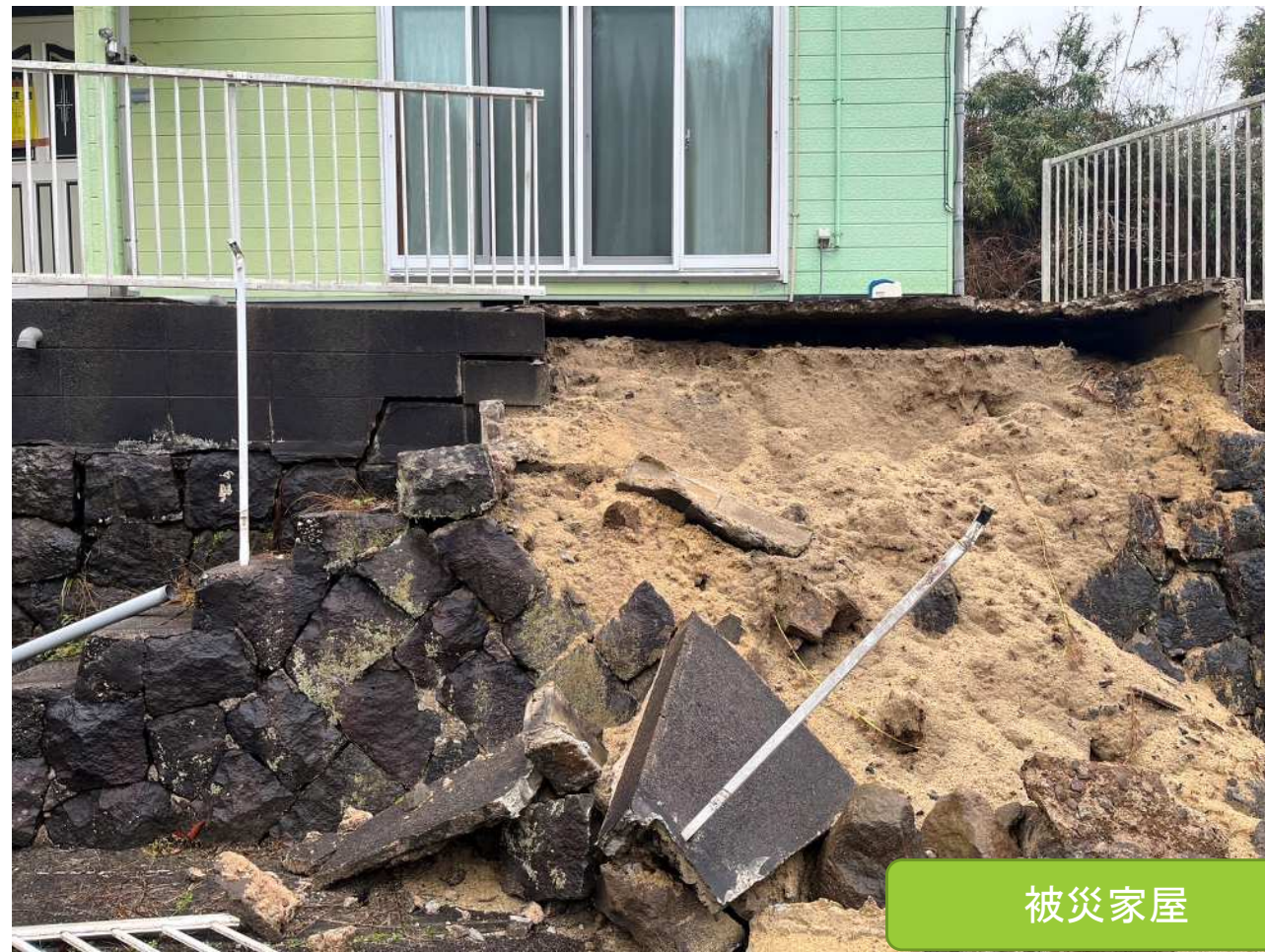
住家被害認定調査 現場写真④



被災家屋



住家被害認定調査 現場写真⑤



被災家屋



住家被害認定調査 現場写真⑥



応援派遣を終えての 所感①

(くらし環境課 山下)

実際に被災地を目の当たりにして

テレビ・新聞等のマスメディアで被災地の現状が報道されており、当たり前ではあるが、被災地の一部分を切り取り世間に伝えているため、実際に被災地を目の当たりにしたことで自分の中で被災地の印象が大きく変わった。

ライフライン、特に道路と上下水道管は、著しい被害を受けており、道路の陥没、亀裂、隆起の被害の発生し、穴水町まで通じる道は、連日渋滞が発生し、緊急車両の往来もままならない状況にあった。

穴水町には主要道が通っているため、穴水町から輪島市、珠洲市に抜けれることも渋滞が発生する大きな要因の一つであると推察される。

上下水道は、道路に管が埋設されているため、道路の被害が大きければ、被害の大きさに比例し、上下水道管の被害も大きくなる。

穴水町役場まで上水道は通水できておらず、また、穴水町役場も避難所として開設しているため、衛生面で著しい支障をきたしていた。

感染症を引き起こすばかりか、集団感染になりえる危険性があるため、感染症対策は最重要課題に位置付けられると感じる。

被災された方の生の声を聴くこともでき、悲痛な心の内を明かしていただいた。

当たり前前の生活が突如として失われること、目の前の風景が一様にして変わってしまったこと、現状を受け入れることがどれだけ難しいことか計り知れない。

被災した住家のまだしまうことのできない正月飾りを見るたびに、被災してから時間を進めることができていないのだと感じた。



応援派遣を終えての 所感②

(くらし環境課 山下)

応援派遣を終えてこれからの川根本町の防災への取り組みについて

自然災害はいついかなる時に起こるかわからない。平時の備えがどれほど重要か改めて思い知らされた。

主要道が被害を受け、食料や生活用水の運搬がままならず、道路の復旧目途を想定し、備蓄食料のストックが必要なのか、また生活用水の確保、公衆衛生の悪化の防止対策は必要不可欠である。

公衆衛生が悪化すれば、避難所で感染症が蔓延し、集団感染を引き起こし、2次被害が発生する恐れが限りなく高くなる。

終わりの見えない避難所生活では、個人のプライバシーの保護の確保が最重要であり、パーティションでの区切りなど必要となる。また、小さな子供を持つ家庭では、子供も泣き声を気にして、被災した家屋に留まることや、高齢の方で行動に制限のある方が避難所での生活をするための具体的な想定をしておく必要があると感じた。

有事の際は、町職員のみでの災害対応は実質的に不可能であることが想定されるため、他自治体からの受け入れ体制及び受け入れ人数の想定、初動対応の確認、他自治体への連絡体制の整備が必要であると感じる。

他自治体からの受け入れがスムーズに行えるように災害対応マニュアルの整備も必要である。

平時より、どの程度の規模の災害が発生し、どのように初動対応するのか想定しておくことが重要であると感じた。



住家被害認定調査の報告を終わります。

— 第1次調査木造編 —



報告者 暮らし環境課 山下 貴弘

